

反社会的勢力に関する基本方針

日本におけるシティ各社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。

1. 日本におけるシティ各社は、反社会的勢力との関係を一切遮断するために、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
3. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
4. 反社会的勢力への利益供与や裏取引を行いません。
5. 反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。